

議第1号

懲戒免職処分等取消請求控訴事件に係る訴訟事務の代理人選任等について

下記の控訴審訴訟に係る事務について、岐阜県（代表者 岐阜県教育委員会）の代理人を選任し、訴訟に関する事務を委任する必要があるため、下記の者を代理人に選任する。

また、同訴訟に関する事務について、教育長に対する権限の委任等に関する規則（昭和31年岐阜県教育委員会規則第15号）第1条第2項の規定により、教育長に委任する。

記

1 訴訟の概要

(1) 事件名 令和5年（行コ）第78号 懲戒免職処分等取消請求控訴事件

(2) 当事者

控訴人（原告）：A 元大垣工業高等学校教諭（保健体育）

※ 令和2年12月24日の飲酒運転事故により、令和3年3月5日付けで懲戒免職処分（地方公務員法第29条第1項第1号及び3号）及び退職手当支給制限処分（岐阜県職員退職手当条例第12条第1項）となったもの。

被控訴人（被告）：岐阜県（代表者 岐阜県教育委員会）

(3) 控訴日

令和5年12月13日

(4) 控訴の趣旨

原判決を取り消し、岐阜県教育委員会が、控訴人に対し、令和3年3月5日付けでした懲戒免職処分及び退職手当支給制限処分をいずれも取り消す。

(5) 控訴の理由

追って、控訴理由書が提出される見込み（提出期限：2月1日）

2 選任する代理人

岐阜市神田町1-1-5 岐阜神田町ビル6階 小森正悟法律事務所
弁護士 小森 正悟、同 加藤 千鶴、同 石田 英高

令和6年1月19日提出

岐阜県教育委員会

教 育 長 堀 貴 雄

(提案理由)

県及び県の機関が訴訟代理人となって訴訟遂行をする場合においては、専門的知見のある弁護士を訴訟代理人として選任し、訴訟事務を委任することが適当である。

本件は、控訴審であることから、第一審に引続き、同じ3名を訴訟代理人として選任することで一貫した対応をとることができる。

また、今後、本件訴訟に関する事務を行う必要が生ずるため、あらかじめ、これらの事務を行う権限を教育長に委任しようとするものである。

<根拠法令>

○教育長に対する権限の委任等に関する規則

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成29年岐阜県教育委員会規則第15号。以下「委任等規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一～十五 （略）

十六 争訟に関すること。

十七～二十（略）

2 教育委員会は、その議決に基づき、前項第16号に掲げる事務について教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

別紙

懲戒免職処分等取消請求訴訟（第一審）の概要について

飲酒運転事故により懲戒免職処分となった元県立高校教員が処分の取消等を求め、令和5年1月11日岐阜地方裁判所に訴訟を提起した。

県の主張が認められ、令和5年12月1日に、県勝訴の判決があった。

1 訴訟概要

事 件 名：令和5年（行ウ）第2号 懲戒免職処分等取消請求事件

原 告：A 元大垣工業高等学校教諭（保健体育）

被 告：岐阜県（代表者 岐阜県教育委員会）

請求の趣旨：被告が、原告に対し、令和3年3月5日付けでした

①懲戒免職処分

②退職手当支給制限処分 をいずれも取り消す。

2 判決概要

（主 文）

原告の請求をいずれも棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。

（理 由）

- ・原告の本件非違行為の態様は悪質であって、非違行為後の対応も良好とはいえず、さらに公務への信頼やその遂行に重大な影響や支障を及ぼしたこと等の諸事情を考慮すれば、原告のために酌むべき諸事情（約19年間にわたって勤務していたことなど）を最大限考慮しても、懲戒免職処分及び退職手当支給制限処分に係る県教委の判断について、いずれも社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとは認められない。

3 経緯

- ・令和2年12月24日 飲酒運転による物損事故
- ・令和3年 3月 5日 懲戒免職処分及び退職手当支給制限処分
- ・令和3年 5月18日 県人事委員会及び県に対し、上記処分の審査請求
- ・令和4年 8月 5日 懲戒免職処分 承認裁決
- ・令和4年11月22日 退職手当支給制限処分 棄却裁決
- ・令和5年 1月11日 訴訟提起（訴状送達日：1月19日）
- ・令和5年12月 1日 判決・県勝訴
- ・令和5年12月13日 控訴（控訴状送達日：令和6年1月11日）